

59 都市農村共生・対流総合対策

【2,750(2,100)百万円】

対策のポイント

観光・教育・福祉等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進し、農林水産業やそれを担う地域の振興を図ります。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大するとともに、地域の絆を重視する傾向が生じています。
- ・このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携した豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動や市町村が中心となった地域資源を活用する取組を支援して、都市と農村の共生・対流や地域経済の活性化を総合的に推進し、農林水産業やそれを担う地域の振興を図る必要があります。さらに、人口減少社会に対応し、「交流」から「移住・定住等」への発展を目指す取組を推進します。

政策目標

都市と農村の共生・対流等を通じて、平成29年度までに、全国での交流人口を1,100万人まで増加させることなどにより、所得・雇用の増大を実現

<主な内容>

1. 都市農村共生・対流総合対策交付金 【2,000(2,100)百万円】

(1) 集落連携推進対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用した、都市と農山漁村の交流に資する地域の手づくり活動を支援します。

補助率：定額（1地区当たり上限800万円等）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等

(2) 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組を支援します（総務省と一体的に「地域おこし協力隊」を運用。）。

補助率：定額（1地区当たり250万円）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等

(3) 施設等整備対策

農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等を支援します。

補助率：1/2等（1地区当たり上限2,000万円等）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村等)等

(4) 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、民間団体、NPO等

※ 重点対策として、連携プロジェクト（子ども農山漁村交流、「農」と福祉の連携、農観連携）を実施。

2. 山村活性化支援対策

【750(－)百万円】

特色ある豊かな地域資源を有する一方、人口減少や高齢化が著しい山村における所得・雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の未利用資源等の潜在力を再評価し活用する取組を山村活性化支援対策として支援します。

補助率：定額（1地区当たり上限1,000万円）
事業実施主体：市町村等

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|---------------|----------------|
| 1の事業 | 農村振興局都市農村交流課 | (03-3502-5946) |
| 2の事業 | 農村振興局中山間地域振興課 | (03-3502-6005) |

都市農村共生・対流総合対策

【平成27年度予算概算決定額：2,750(2,100)百万円】

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷。一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等に対するニーズが増大。
- このため、観光・教育・福祉との連携プロジェクト等を重点対策として位置づけ、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による地域の手づくり活動や市町村が中心となって地域ぐるみで特色ある地域資源を活用する取組を支援。
- また、人口減少社会に対応し、人を呼び込む魅力ある農山漁村づくりを進め、「交流」から「移住・定住等」への発展を目指す取組を推進。その際、都市の若者の受入れや地域と大学・企業との連携などを通じ、地域外の人材の活用を推進。

農山漁村の現状

- ・人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- ・農業所得の減少
- ・社会インフラの老朽化
- ・廃校等遊休資源の増加
- ・美しい農村資源の保全・継承が困難化
- ・都市との交流に関心



所得・雇用の増大、
活性化の必要

都市と農山漁村
の共生・対流
を強力に推進



いやし・やすらぎ、
新たなライフスタイル
のニーズ

消費者・都市住民のニーズ

- ・農山漁村へ訪問することへの関心
- ・農山漁村での子ども体験学習への関心
- ・農業園芸活動の心身へのリハビリ効果
- ・団塊世代等の農山漁村への定住希望
- ・若者の農業への関心
- ・美しい農村景観から得られるやすらぎ

重点対策としての主な連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- 子供の農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を推進

- ・体験プログラムや安全対策の充実などの受入体制づくり、宿泊・体験施設の整備等



子供の体験学習

「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着を推進

- ・福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣、福祉農園の開設・整備等



高齢者生きがい農園

農観連携プロジェクト

- グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者の農山漁村への呼び込みを推進

- ・受入体制の整備、広域観光周遊ルート開発、プロモーションの推進等



農家での交流

都市農村共生・対流総合対策

都市農村共生・対流総合対策交付金 【2,000(2,100)百万円】

集落連携推進対策

(旧小学校区単位)

- ・地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な集落連合体による体制整備、自立的活動の後押し

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：定額

上限800万円/地区
中山間地域等の小規模・高齢化集落を含む地区
上限900万円/地区

+ 人材活用対策

- ・外部人材・都市の若者の長期受入と活動の支援、実践研修の実施
※総務省と一体的に「地域おこし協力隊」を運用

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
- 実施期間：上限3年
- 補助率：定額 (上限250万円/地区)

+ 施設等整備対策

- ・空き家、廃校等の補修等

- 実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村)等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：1/2等 (上限2,000万円/地区等)

広域ネットワーク推進対策 (全国・都道府県単位)

- ・地域を越えた人材の活用、優良事例の情報受発信

- 実施主体：民間団体、NPO、都道府県等
- 実施期間：5年間
- 補助率：定額

山村活性化支援対策

【750(—)百万円】

- ・山村の所得・雇用の増大に向け、地域の農林水産物等の域内消費の拡大や域外への販売促進等に必要な組織・体制づくり、域内人材の育成、取組の試行実践等を支援

- 実施主体：市町村等
- 補助率：定額 (上限1,000万円/地区)